

【和光社護岸ブロックの平均明度一覧（緩傾斜護岸）】

背景

- 平成26年3月に改定された「美しい山河を守る災害復旧基本方針」では、護岸が露出する場合の注意点として、「法面の明度は6以下を目安とする。」「彩度を抑制し、周囲の景観と調和させる。」「テクスチャーを持たせる。」「表面の景観パターンに留意する。」というポイントが明記されました。
- 護岸ブロックの明度測定方法について、独立行政法人土木研究所自然共生センターと公益社団法人全国土木コンクリートブロック協会との共同研究成果として「護岸ブロックの平均明度測定方法(案)」が制定され、以下のフローで護岸ブロックの平均明度証明が行われることとなりました。
- 平成25年1月末には緩傾斜護岸ブロックの明度測定マニュアルが公表され、2月から明度証明の受付が開始されました。
※災害復旧箇所河川環境特性整理表(A表)の設計・施工チェックリストに【護岸の明度6以下を目安】と表記されます。
(災害査定時及び災害成功認定時に明度の確認が必要となります。)



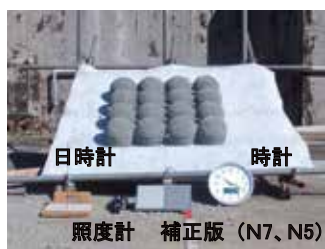
※護岸ブロックの平均明度測定方法(案)に関する講習会を受講したメーカー職員が、平均明度測定方法(案)に沿って写真撮影
※施工現場ではなく、護岸ブロックごとに各工場で撮影する。

※メーカーから送られてきた写真について
明度判定委員会にて明度判定実施。
※当面積みタイプブロック

撮影状況等



指定カメラ (FINEPIX P770EXR)



補正版 (N7、N5)
照度計 (40,000ルクス以上)



撮影状況



明度証明書

明度一覧

【 】内数値: 明度



やすらぎ【4. 0】



ポラス接続【4. 5】



ポラス法面保護ブロック【4. 0】



ポラスけんちⅠ型【5. 0】



ポラスけんちⅡ型【4. 5】



アントラーブロックC型【5. 0】



アントラーブロックA型【5. 0】

※当社の河川用ブロックは、積み護岸用ブロックについても別途明度証明を受けています。
※ポラスけんちⅠ型とⅡ型、及びアントラーC型とA型は、「練張り」使用を想定して明度証明の申請をしました。